
プロジェクト **金融資産の減損に関する会計基準の開発**

項目 **第 203 回金融商品専門委員会で聞かれた意見**

本資料の目的

1. 本資料は、第 203 回金融商品専門委員会（2023 年 7 月 24 日開催）において、信用リスクに関する注記事項の基準体系及び開示目的の取扱い、並びにステップ 2 を採用する金融機関における金融商品のクラス別の期首残高から期末残高への調整表の開示の取扱いについて聞かれた意見をまとめたものである。

聞かれた意見

（信用リスクに関する注記事項の基準体系に関する意見）

2. 信用リスクに関する注記事項を金融商品の減損に関する新たな適用指針（以下「新たな適用指針」という。）に集約して定め、既存の会計基準等から削除するという事務局提案に異論はない。
3. 金融商品会計基準等¹は金融商品や関連する取引種類ごとに注記事項を含む会計上の取扱いが整理されており、仮に信用リスクに関する注記事項を新たな適用指針に集約しても、既存の会計基準等から削除しない方が作成者にとって有用であると考ええる。

（信用リスクの開示目的に関する意見）

4. 信用リスクの開示目的に関する事務局提案に異論はない。
5. 「開示目的に照らして重要性に乏しいと認められる注記事項については記載しないことができる」という定めを置くことは作成者にとって有用であると考ええる。
6. 開示目的を達成するための情報について、「(2) 貸倒引当金の分解情報」と「(3) 貸倒引当金の算定プロセスに関する情報」は順序を入れ替えた方が理解しやすいと考える。
7. 「企業の信用リスク管理実務」については新たな適用指針における開示目的に関する記

¹ 本資料では、企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」、日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第 14 号「金融商品会計に関する実務指針」及び日本公認会計士協会が公表している「金融商品会計に関する Q&A」を総称して「金融商品会計基準等」と記載する。

述に含めない」とあるが、開示目的に含まれると考えられる注記事項の中には「企業の信用リスク管理実務」と関連するものがあるため、開示文案を検討する際に改めて確認させていただきたい。

8. 開示目的は上位の概念であると考えるが、金融商品会計基準と新たな適用指針のどちらに記載するのか確認したい。
9. ステップ 4 及びステップ 5 において、改めて開示目的を議論することを予定しているのか確認したい。

(金融商品のクラス別の調整表の開示に関する意見)

10. 財務諸表利用者にとって、金融商品のクラス別の調整表から得られる情報は企業が保有する金融商品の信用度等を理解する上で重要であり、極力 IFRS 第 7 号「金融商品：開示」（以下「IFRS 第 7 号」という。）の開示例と同じ内訳項目が開示されることが望ましいと考える。このため、IFRS 第 7 号の開示例はそのまま取り入れる方がよいと考える。
11. ステップ 2 を採用する金融機関において、金融商品のクラス別の調整表の開示を要求すること自体に異論はない一方、内訳項目については我が国の実務慣行や実務負荷を踏まえて慎重に検討すべきと考える。具体的には、我が国では短期貸出の借換え（ロールオーバー）により運転資金を継続させるといった実務慣行があり、この場合、期中に認識の中止が行われた金融資産と組成又は購入した新規の金融資産に区分して集計するという考え方もあるが、取引実態等を踏まえるとそれぞれを区分せずに一体として開示すべきと考える。また、モデル／リスク変数の変更についても重要な変動があった場合のみに開示することで十分と考える。
12. 欧州の金融機関では部門と金融商品のクラスが対応していることが多いが、我が国の金融機関では必ずしもそのようになっていないため、金融商品のクラス別に開示を要求することが、我が国において馴染むのか慎重に検討するのがよいと考える。
13. IFRS 第 7 号第 35I 項の金融商品の総額に関する開示については、必ずしも表形式ではなく、帳簿価額の著しい変動が損失評価引当金の変動にどのように寄与したかの説明で足りると理解している。
14. アウトリーチの対象はステップ 2 を採用する金融機関における開示に限定したものであるとの理解でよいか確認したい。

(米国会計基準の CECL モデルに基づく情報の開示方法に関する意見)

15. 金融商品のクラス別の調整表における CECL モデルに基づく情報の開示方法については会計基準等において具体的に定めず、規範性のない教育文書において複数の開示方法があることを示すとする事務局提案に賛成する。
16. CECL モデルに基づく情報の開示方法に関して、その検討の経緯を結論の背景で示した方が良いと考える。
17. 信用リスクの高くない金融資産はステージ 1 に区分することが望ましいと考えられるため、CECL モデルに基づく情報をステージ 2 の項目にすべて含める開示方法には違和感がある。このため、教育文書においてどのような開示方法を示すかについては、改めて整理することが考えられる。

(その他の意見)

18. 直接償却に関して税務基準を基礎している場合、直接償却した金融資産は IFRS 第 7 号第 35L 項で開示が要求される「依然として履行強制活動の対象としている金融資産」には該当しないと考えられるため、会計基準等で明確化することを検討していただきたい。
19. 条件変更に関して、IFRS 第 9 号「金融商品」の定めは取り入れない方針と理解しているため、条件変更の注記に関して IFRS 第 7 号の定めを取り入れる必要はないと考える。

以 上